

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議規約

(名称)

第1条 本会は、「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、自動車の生産に関わる企業、地元経済界、大学等の教育機関、行政が緊密に連携して、世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成、CASEに対応したサプライヤーの集積、工場や輸送分野における脱炭素化の実現、先進的なクルマ・モビリティの実証の推進等に取り組み、北部九州における自動車産業グリーン先進拠点の形成を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 北部九州自動車産業グリーン先進拠点形成のための事業
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 北部九州における自動車生産に関する企業
- (2) 第2条の目的に賛同する企業、業界団体、大学・高専等、及び行政機関ほか

(入会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

- 2 本会の規約その他の規則を遵守せず、又は本会の名誉を毀損する行為があったときは、会長は、当該会員を退会させることができる。
- 3 会員に対し、いかなる手段においても連絡ができない場合、当該会員を退会させることができる。ただし、当該会員と連絡ができた段階で、速やかに会員に復帰させることとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
- 2 会長、副会長は、会員の中から総会において選任する。
 - 3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(顧問)

第9条 会長は、本会の運営上必要な場合は、顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

2 総会は、本規約で別に定めるもののほか、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(運営委員会)

第11条 事業の円滑な運営を行うため、本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について、審議、処理する。

3 その他運営委員会に関する事項については会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 事業の専門的事項を処理するため、本会に必要なに応じて専門委員会を置く。

2 専門委員会に関する事項については会長が別に定める。

(会計)

第13条 本会の事業を実施するために必要な経費は、福岡県の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、福岡県商工部自動車・水素産業振興課に事務局を置く。

2 事務局長は、福岡県商工部自動車・水素産業振興課長をもって充てる。

(補則)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成15年2月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

本規約は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

本規約は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

本規約は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和4年5月18日から施行する。